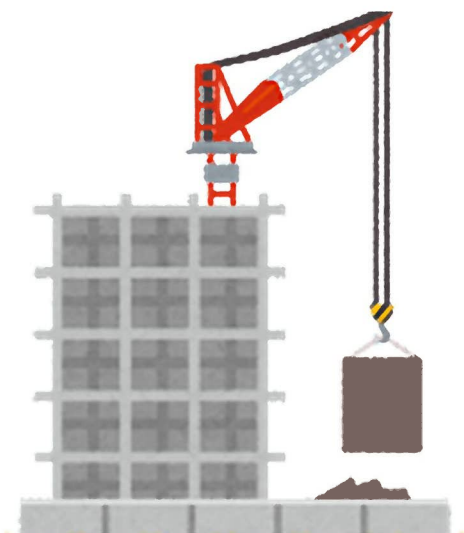


建設工事を行う方へ



近隣への配慮を！



荒川区

環境清掃部 環境課

目 次

1	建設トラブル未然防止のためのチェックリスト	1
2	特定建設作業・指定建設作業にかかる基準	3
3	特定建設作業実施の届出	5
	届出書の記載例	6
	添付書類の作成例	8
4	石綿（アスベスト）に関する規制	11
5	その他関連するお手続き等について	15

建設工事を行う方へ

この冊子は、建設作業を行う際に発生する騒音や振動などの公害防止対策を中心に、建設工事に関する留意事項、各種法令に基づくお手続きなどについてまとめたものです。

事業者のみなさまには法令の趣旨をご理解いただき、公害防止対策へのご協力をお願いいたします。



建設トラブル未然防止のためのチェックリスト

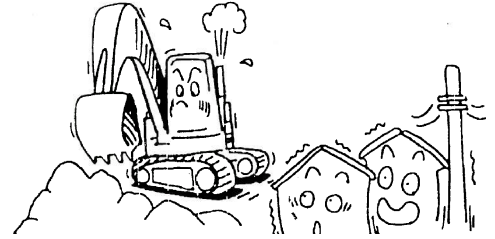
✓ 周辺の調査は済みましたか？

（１）周辺の状況

- ・ 法令上の用途地域
- ・ 住宅やアパートの状況
- ・ 学校、病院など特別の配慮を必要とする施設の有無
- ・ 各時間帯の音の状況（暗騒音）
- ・ 住宅の構造、塀などの状況

（２）近隣住民の生活状況や工事に対する動向

- ・ 病気の方、高齢者、受験生、夜勤明けで午前中は休養を必要とする方の有無
- ・ 工事に対する反対、あるいは条件付反対があるか



✓ 工事公害等の防止対策は講じましたか？

（１）騒音・振動対策

- ・ 防音パネル、防音シート等の措置
- ・ 音源や振動源となる機械を周囲に影響の少ない位置に設置
- ・ 騒音や振動を低減させられるような建設機械や施工方法の採用
- ・ 建設機械の適正な操作と保守
- ・ 鉄骨、鉄パイプ等の建設資材の落下音、振動対策

（２）粉じん対策

- ・ 養生シートの適切な設置
- ・ 十分な散水の実施

（３）工程・作業時間

- ・ 余裕をもった工期、周辺住民に配慮した作業時間
- ・ 法令上の規制がない場合も、日曜、祝日の作業、夜間作業を極力避ける

（４）その他の対策

- ・ アスファルト防水施工時の臭気対策
- ・ 工事車両の出入りによる道路の汚れ対策
- ・ 建物の損害、営業や日常生活への影響の軽減

✓誠意ある住民対応をしていますか？

(1) 現場周辺住民が不安を抱かないような事前説明

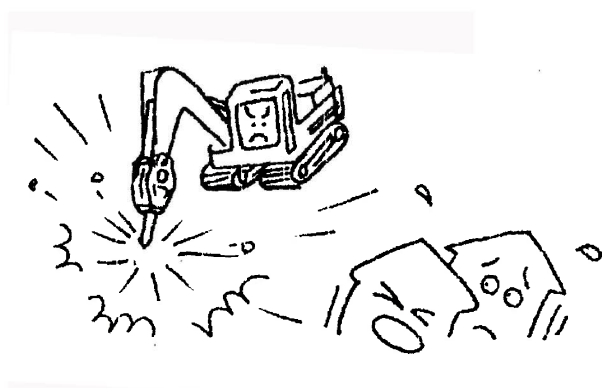
- ・工事着手前における説明
- ・公害防止対策の具体的な説明

(2) 現場の公害防止管理体制の適正化

- ・現場の管理体制を定め、担当者（責任者）の氏名と連絡先を住民に周知
- ・作業従事者への教育の徹底

(3) 苦情発生時の迅速な対応

- ・住民からの苦情の窓口となる工事現場担当者を常駐
- ・苦情が発生した場合は迅速に対応



特定建設作業・指定建設作業に係る基準

基準値：dB

騒音		振動	
特定建設作業《法律》	指定建設作業《条例》	特定建設作業《法律》	指定建設作業《条例》
くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガと併用する作業を除く。） 85	穿孔機を使用するくい打設作業 80	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業 75	圧入式くい打機、油圧式くい抜機を使用する作業又は穿孔機を使用するくい打設作業 70
びょう打機を使用する作業 85	インパクトを使用する作業 80		
さく岩機（ブレーカー、電動ピック等）を使用する作業（※2） 85	コンクリートカッターを使用する作業（※2） 80 原動機を使用するはつり作業及びコンクリート仕上作業（さく岩機を使用する作業を除く）（※2） 80	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（※2） 75	ブレーカー以外のさく岩機を使用する作業（※2） 70
バックホウ（原動機の定格出力が80kw以上）、トラクタショベル（原動機の定格出力が70kw以上）、ブルドーザー（原動機の定格出力が40kw以上）を使用する作業（低騒音型建設機械の指定を受けた機種を除く。）（※1） 85	ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これらに類する掘削機械を使用する作業（※2） 80		ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これらに類する掘削機械を使用する作業（※2） 70
		舗装版破碎機を使用する作業（※2） 75	
空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kw以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。） 85			空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kw以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。） 65

※1 低騒音型建設機械は、国土交通省ホームページ（<http://www.mlit.go.jp>）に掲載されています。

※2 作業地点が連続的に移動する作業にあっては1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

法律：騒音規制法・振動規制法 条例：東京都環境確保条例

騒音		振動	
特定建設作業<法律>	指定建設作業<条例>	特定建設作業<法律>	指定建設作業<条例>
コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45 m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）を設けて行う作業（ミキサーを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）	コンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業 80		
	動力、火薬又は鋼球を使用して建築物その他の工作物を解体し、又は破壊する作業（※3） 85	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 75	動力、火薬又は鋼球を使用して建築物その他の工作物を解体し、又は破壊する作業（※3） 75
	振動ローラー、タイヤローラー、ロードローラー、振動プレート、振動リムその他これらに類する締固め機械を使用する作業（※2） 80		振動ローラー、タイヤローラー、ロードローラー、振動プレート、振動リムその他これらに類する締固め機械を使用する作業（※2） 70

※3 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50mを超えない作業に限り、さく岩機、コンクリートカッター又は掘削機械を使用する作業を除く。

作業日・作業時間に関する規制		1号区域	2号区域	適用除外項目
作業時間 コンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業（※4）		午前7時～午後7時	午前6時～午後10時	①②③④
		午前7時～午後9時	午前6時～午後11時	
1日における延作業時間		10時間以内	14時間以内	①②
同一場所における連続作業時間		6日以内	6日以内	
日曜・休日における作業		禁止	禁止	①②③④⑤⑥
適用除外の要件	① 災害その他非常事態に緊急に作業を行う必要がある場合 ② 人の生命、身体の危険防止作業 ③ 鉄道の正常運行確保に必要な場合 ④ 道路法による道路占用許可条件及び道路交通法による道路使用許可条件が夜間（休日）指定の場合 ⑤ 変電所の変更工事で休日に行う必要がある場合 ⑥ 商業地域であつて、周囲の状況等から区長が日曜日その他の休日に行わせても地域環境の保全に支障がないと認めた場合（指定建設作業のみ）			

※4 道路交通法に規定する交通規制が行われている場合。

1号区域…第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、商業地域、近隣商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域及び工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね 80m以内の区域。

2号区域…工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね 80m以外の区域。

基準の適用場所は、建設作業が行われている敷地境界

特定建設作業実施の届出

騒音規制法・振動規制法の特定建設作業を伴う建設工事を行う場合は、事前の届出が必要です。
(※該当する作業が1日で終わるものは除く。)

届出方法は下記のとおりです。

- 1 届出者 特定建設作業を伴う建設工事を施工する
元請業者(発注者から直接工事を受注した業者)又は**自主施工者**

- 2 届出期限 特定建設作業開始日の**7日前まで(届出日は含まず)**

(例) 10日(火)から特定建設作業を開始する場合は、
前週の2日(月)までに届出書を提出する。

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14

(カレンダー)

※7日前が休日の場合にはその前開庁日が届出日になります。

- 3 届出先 荒川区 環境清掃部 環境課 環境保全係
荒川区 荒川一丁目53番20号 あらかわエコセンター
TEL 03(3802)3111 内線 485

- 4 届出書類(2部・・・1部は受付印を押してお返しします。)

(1) 特定建設作業実施届出書(記載例 次ページ参照)

※荒川区の様式を使用してください。

(2) 添付書類(添付書類例 5～7ページ参照)

ア 付近案内図(当該敷地を中心とした半径80mの円を描いてください。)

※市販の住宅地図等を使用する際は、著作権者の承諾を得たもののコピーを添付する。

イ 配置図(周囲の状況および現場の養生の仕様、高さなどを記入してください。)

ウ 工程表(工事全体の概要を示した工程表で特定建設作業の工程を明示したもの)

エ 杭伏図(杭打設、杭頭処理作業の場合)

オ 夜間、日曜等に作業することが、他法令等により条件付けられた場合の許可書等の写しで、適用除外条件(日、時間等)の項目が明記されたもの

(例:道路使用許可書の写し)

カ その他(施工方法、公害防止の方法等)

※特定建設作業の種類ごとに提出してください。

※騒音規制法と振動規制法の両方が対象になり、添付書類が重複する場合は、片方の添付書類を省略できます。その場合は、騒音規制法と振動規制法の特定建設作業実施届出書を重ね、その下に添付書類をつけたものを、2部ご提出ください。

様式第9

①

騒

特定建設作業実施届出書

②

令和〇年 〇月 〇日

③

荒川区長 殿

④

住所 東京都荒川区荒川〇丁目〇番〇号
電話番号 〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

届出者

氏名 〇〇〇建設工業株式会社
代表取締役 荒川 太郎
(氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名)

特定建設作業を実施するので、騒音規制法第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

⑤	建設工事の名称	荒川一丁目〇〇邸解体工事		
⑥	建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	鉄骨造 3階建 住宅		
⑦	特定建設作業の種類	1 杭打ち・杭抜き作業 2 びょう打ち作業 3 さく岩機を使用する作業(解体) 杭頭処理 その他 4 空気圧縮機を使用する作業 5 コンクリートプラント 6 バックホウを使用する作業 7 トラクターショベルを使用する作業 8 ブルドーザーを使用する作業		
⑧	特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様	1 バイブロハンマー 2 ドロップハンマー 3 ハンドブレイカー (2 台) 4 ジャイアントブレイカー 5 空気圧縮機 (出力15kW以上) 6 バックホウ (出力80kW以上) 7 トラクターショベル (出力70kW以上) 8 ブルドーザー (出力80kW以上) 9 その他 ()		
⑨	特定建設作業の場所	荒川区 荒川 一丁目 〇〇番 〇〇号		
⑩	特定建設作業の実施の期間	自 令和〇年 〇月 〇日 至 令和〇年 〇月 〇日 〇日間 (日曜・休日含む)		
⑪	特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始 自 〇時	作業終了 至 〇時	作業日 〇日 実働時間 〇時間
⑫	騒音の防止の方法	1 低騒音型機械の使用 2 ビニールシート養生 3 防音シート養生 4 防音パネル設置 5 その他 ()		
⑬	発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	東京都荒川区荒川一丁目〇〇番〇〇号 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 電話番号 03 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇		
⑭	届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	荒川 次郎 電話番号 090 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇		
⑮	下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	東京都荒川区荒川二丁目〇〇番〇〇号 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 電話番号 03 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇		
⑯	下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	環境 三郎 電話番号 090 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇		
⑰	※ 受理 年 月 日			
	※ 審査 結 果			

備考 1 この届出書は、騒音規制法施行令別表第2に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。
2 特定建設作業の種類の際には、騒音規制法施行令別表第2に掲げる作業の種類を記載すること。
3 特定建設作業の実施の期間の際には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
4 特定建設作業の開始及び終了の時刻の際には、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。
5 ※印の際には、記載しないこと。
6 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

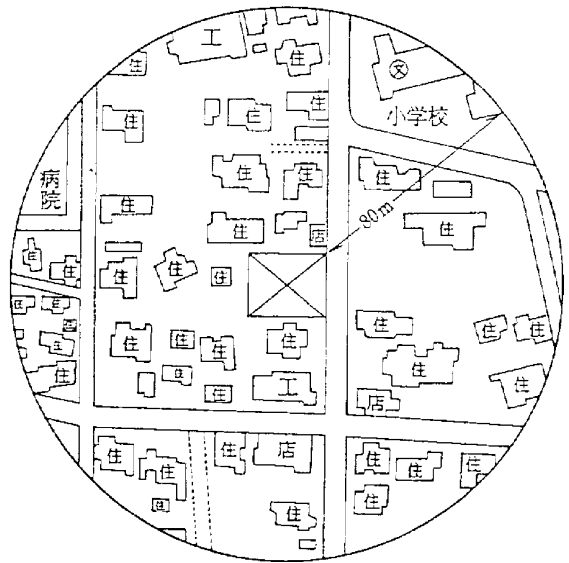
- ① 騒音・振動 騒音規制法・振動規制法で、それぞれ様式があるため、該当する様式を使用して記載する。
- ② 届出年月日 書類の提出日を記入する。
- ③ あて先 「荒川区長」あてとする。
- ④ 住所・氏名 ※工事を行う元請業者あるいは自主施工者
 (法人の場合) 本社所在地、法人名、代表者役職＋代表者氏名
 (共同企業体(JV)の場合は、共同企業体の名称を記載したうえ、代表会社の所在地、名称、代表者について併記する。)
 (個人の場合) 届出者の住所、氏名
- ⑤ 建設工事の名称 工事の名称について、なるべく具体的に記入する。
- ⑥ 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類
 工事対象の施設や工作物の構造や用途を記入する。
 (鉄骨造・鉄筋コンクリート造・木造、階数、共同住宅・工場など)
- ⑦ 特定建設作業の種類 該当するものに丸をつける。
 騒音の様式では、さく岩機作業の場合は用途にも丸をつける。
- ⑧ 特定建設作業に使用される機械の名称、型式及び仕様
 該当するものに丸をつける。
 ハンドブレーカー、電動ピックの場合は、同時使用台数も記入する。
- ⑨ 特定建設作業の場所 住居表示番号を記入する。
 新築工事の場合は、判明している部分までを記入する。
- ⑩ 特定建設作業の実施の期間 特定建設作業の開始日と終了日を記入する。
 日数は、日曜・祝日を含んだ全期間の日数を記入する。
- ⑪ 特定建設作業の開始及び終了の時刻
 特定建設作業の開始時刻、終了時刻を記入する。
 作業日については、日曜・祝日その他作業を行わない日を除いた、実働作業日数を記入する。
 また、1日の実働時間を記入する。
 (日曜・祝日、夜間工事を行うときは、これらの条件が付された、道路占用許可書、道路使用許可書の写しを添付する。)
- ⑫ 騒音・振動の防止の方法 騒音・振動の防止の方法について、具体的に記入する。
 (騒音) 防音シート、防音パネル、低騒音型機械の使用など
 (振動) クッション材を重機の下に敷く、重機の低速走行など
- ⑬ 発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 施主の氏名、住所等について記入する。
 (法人の場合) 本社所在地、法人名、代表者役職＋代表者氏名
 (個人の場合) 届出者の住所、氏名
- ⑭ 届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所 元請業者の現場責任者について記入する。
- ⑮ 下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 元請業者が特定建設作業を直接施工せず、下請業者に実施させる場合は、下請業者の氏名、住所等について記入する。
 (法人の場合) 本社所在地、法人名、代表者役職＋代表者氏名
 (個人の場合) 下請負人の住所、氏名
- ⑯ 下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所 下請業者の現場責任者について記入する。
- ⑰ ※受理年月日 ※審査結果 荒川区が使用する欄なので、空欄で提出する。

添付書類の作成例

案内図

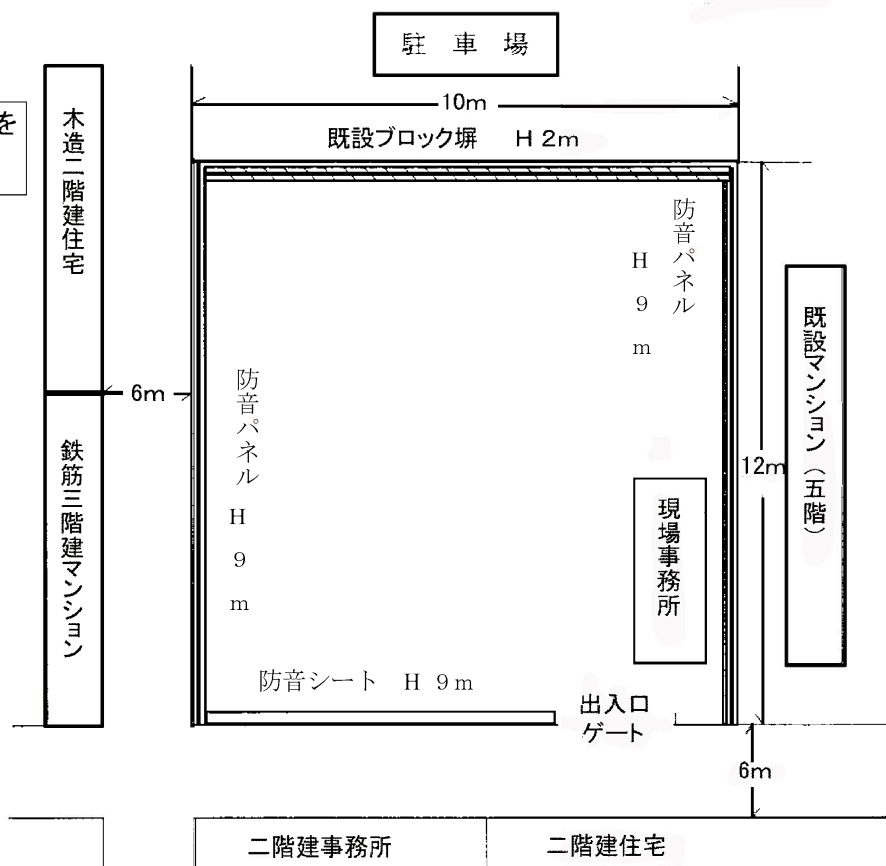
特定建設作業場所の敷地境界線から
周囲80mの円を描いて、
学校、保育所、幼保連携型認定こども園、
病院、有床診療所、図書館、特別養護老人
ホームの位置を明示する。

※市販の住宅地図等を使用する際は、
著作権者の承諾を得たもののコピーを添付す
る。



配置図

養生の種類を
明示する。

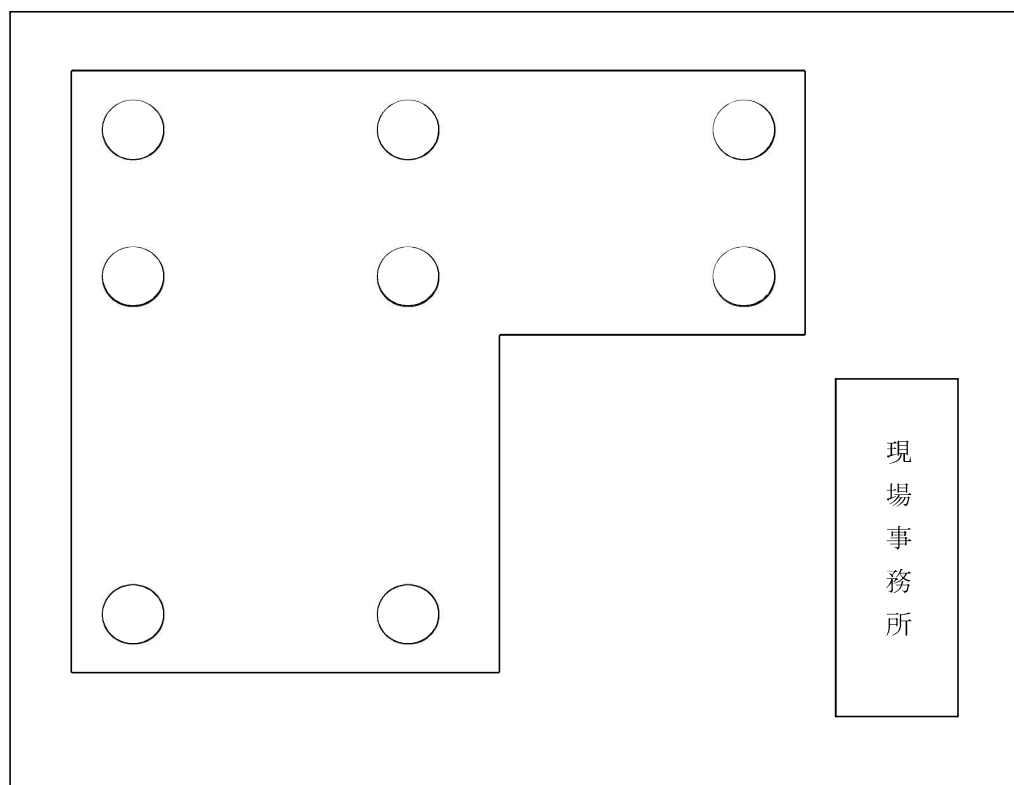


工程表

全工程の中で、特定建設作業を行う期間について明示する。

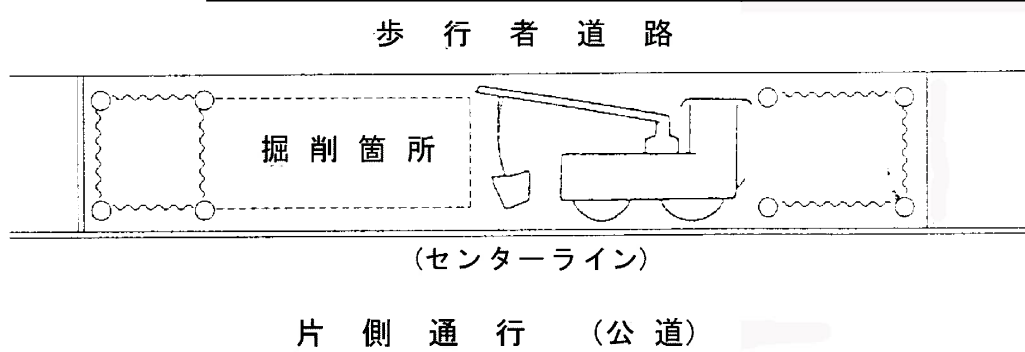
[illegible]

杭伏図



施工方法等

図などを使って模式的に示す。



石綿（アスベスト）に関する規制

石綿による環境汚染を未然に防止するため、建築物等の解体、改造、補修等の工事を行う際には、事前のお手続きが必要となります。

○石綿の事前調査

調査と説明

建築物等の解体等工事の元請業者（発注者から直接工事を受注した業者）または自主施工者は、石綿含有建材の有無に関する事前調査が義務付けられており、その結果について、石綿の有無にかかわらず、以下の対応が必要となります。

- （１）作業開始前の書面による発注者への説明
- （２）事前調査に関する記録の作成と、その写しの工事現場への備え置き
- （３）公衆の見やすい場所への掲示（A3 サイズ以上）
（記載例 次ページ参照）

調査結果の報告

建築物等の解体等工事における石綿事前調査結果は、一部を除いて荒川区に報告する必要があります。なお、報告対象外の工事についても、事前調査の適切な実施、調査結果の掲示などの法令に定められた事項は遵守する必要があります。

【報告対象となる工事】

解体部分の床面積の合計が 80 m²以上の建築物の解体工事

請負代金の合計が 100 万円以上の建築物の改造または補修工事

請負代金の合計が 100 万円以上の工作物の解体、改造または補修工事

【報告方法】

石綿事前調査結果報告システムによる電子申請

（システムでの報告が困難な場合は、書面での報告も可能です。）

【報告期限】

解体等工事に着手する前までに報告してください。

なお、システムでは報告後も入力内容の修正ができますので、報告内容に変更が生じた場合は、随時更新してください。

石綿事前調査結果に関する掲示の記載例

【石綿あり（届出対象特定工事）】

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ			
本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告、労働安全衛生法第88条第3項（労働安全衛生規則第90条第5号の2）の規定による計画の届出及び大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出を行っております。 石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第2号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。			
事業場の名称：〇〇〇〇解体工事作業所			
届出先及び届出年月日	足立労働基準監督署 東京都荒川区	令和〇年〇月〇日 令和〇年〇月〇日	発注者または自主施工者 氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名） 〇〇不動産株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇
調査終了年月日		令和〇年〇月〇日	住所 東京都〇〇区〇ー〇
看板表示日		令和〇年〇月〇日	
解体等工事期間	令和〇年〇月〇日	～ 令和〇年〇月〇日	
石綿除去（特定粉じん排出）作業等の作業期間	令和〇年〇月〇日	～ 令和〇年〇月〇日	
調査方法の概要（調査箇所）			元請業者（工事の施工者かつ調査者） 氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名） 〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇
【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査 【調査箇所】建築物全体（1階～4階） ※改修等の場合は、改修等を実施するために調査した箇所を記載する。 (例) 1階機械室（改修等工事対象場所）			住所 東京都〇〇区〇ー〇
調査結果の概要（部分と石綿含有建材（特定建築材料）の種類、判断根拠）			
【石綿含有あり】 1階 機械室 吹付け石綿 クリソタイル 1階 機械室 保温材（石綿含有とみなし） エレベーターシャフト 吹付け石綿 クリソタイル 【石綿含有なし】 ○数字は右下欄の「その他の事項」を参照 1～4階 トイレ内PS 保温材③ 1～4階 床：ビニル床タイル③、天井：フレキシブルボード④ その他の建材④⑤			現場責任者氏名 〇〇 〇〇 連絡場所 TEL 〇3-〇〇〇〇-〇〇〇〇
			〇〇 〇〇 を石綿作業主任者に選任しています。
			調査を行った者（分析等の実施者）
石綿除去等作業（特定粉じん排出等作業）の方法			氏名又は名称及び住所 事前調査・試料採取を実施した者 特定建築物石綿含有建材調査者 〇〇環境株式会社 氏名 〇〇 〇〇 登録番号 〇〇〇〇 住所：東京都〇〇区〇ー〇
石綿含有建材（特定建築材料）の処理方法	（除去・囲い込み・封じ込め・その他）		
排気装置	機種・型式・設置数	機種：集じん・排気装置 型式：〇〇〇ー2000 設置数：〇台	
排気能力（m³/min）	〇〇m³/min（1時間あたりの換気回数4回以上）		
使用するフィルタの種類及びその集じん効果（％）	HEPAフィルタ 捕集効率：99.97％ 粒子径：0.3μm		
使用する資材及びその種類	湿潤用薬液：〇〇〇〇 固化用薬液：〇〇〇〇 隔離用シート（厚さ：床〇mm、その他〇mm） 粘着テープ など		
その他の石綿（特定粉じん）の排出又は飛散の抑制方法	（例）吹付け層に薬液を含浸する等により表層面を被覆する（封じ込め工法） （例）板状材料で完全に覆うことにより密閉する（囲い込み工法）		
備考：その他の条例等の届出年月日	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（令和〇年〇月〇日届出） 荒川区建築物の解体工事等の事前周知に関する要綱（令和〇年〇月〇日報告）		
			分析を実施した者 〇〇環境分析センター 氏名 〇〇 〇〇 登録番号 〇〇〇〇 住所：東京都〇〇区〇ー〇
			その他の事項 調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日

注）工事に係る部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合

【石綿あり（特定工事（届出対象外））】

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ			
本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。注） 石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第2号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。			
事業場の名称：〇〇〇〇解体工事作業所			
調査終了年月日	令和〇年〇月〇日	発注者又は自主施工者 氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名） 〇〇不動産株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇	
看板表示日	令和〇年〇月〇日		
解体等工事期間	令和〇年〇月〇日	～ 令和〇年〇月〇日	住所 東京都〇〇区〇ー〇
石綿除去（特定粉じん排出）作業等の作業期間	令和〇年〇月〇日	～ 令和〇年〇月〇日	
調査方法の概要（調査箇所）			元請業者（工事の施工者かつ調査者） 氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名） 〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇
【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査 【調査箇所】建築物全体（1階～3階）			住所 東京都〇〇区〇ー〇
調査結果の概要（部分と石綿含有建材（特定建築材料）の種類、判断根拠）			
【石綿含有あり】 外壁 石綿含有仕上塗材 クリソタイル 1階 軒天 石綿含有けい酸カルシウム板第1種 クリソタイル 2階 事務室 床 ビニル床タイル クリソタイル 2階 給湯室 天井 フレキシブルボード クリソタイル 【石綿含有なし】 ○数字は右下欄の「その他の事項」を参照 1階 倉庫 吹付けロックウール③ 1～3階 床：ビニル床シート⑤、壁：けい酸カルシウム板第1種④、天井：岩綿吸音板③ その他の建材④⑤			現場責任者氏名 〇〇 〇〇 連絡場所 TEL 〇3-〇〇〇〇-〇〇〇〇
			〇〇 〇〇 を石綿作業主任者に選任しています。
			調査を行った者（分析等の実施者）
石綿除去等作業（特定粉じん排出等作業）の方法			氏名又は名称及び住所 事前調査・試料採取を実施した者 一般建築物石綿含有建材調査者 〇〇環境株式会社 氏名 〇〇 〇〇 登録番号 〇〇〇〇 住所：東京都〇〇区〇ー〇
石綿含有建材（特定建築材料）の処理方法	（除去・その他）		
特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法	・石綿含有成形板など （例）フレキシブルボードは原形のまま取り外す。ビニル床タイルは湿潤化しながらバール等で除去を行う。石綿含有けい酸カルシウム板第1種は作業場を養生シートで養生（隔離）し、湿潤化しながらバール等で除去を行う。 ・石綿含有仕上塗材 （例）剥離剤併用手工具クレン工法。外周を養生シートで養生（隔離）し、除去を行う。 湿潤用薬液：〇〇〇〇 固化用薬液：〇〇〇〇 隔離用シート（厚さ：床〇mm、その他〇mm） 粘着テープ など		
使用する資材及びその種類	その他の事項 調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日		
備考：その他の条例等の届出年月日	荒川区建築物の解体工事等の事前周知に関する要綱（令和〇年〇月〇日報告）		

注）工事に係る部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。注)
大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則及び条例等に基づく調査結果をお知らせします。

事業場の名称：〇〇〇〇解体工事作業所		
調査終了年月日	令和〇年〇月〇日	元請業者（工事の施工者かつ調査者）
看板表示日	令和〇年〇月〇日	氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名）
解体等工事期間： 令和〇年〇月〇日 ～ 令和〇年〇月〇日		〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇
調査方法の概要（調査箇所）		
【調査方法】 書面調査、現地調査、分析調査 ※建物の着工日で石綿含有なしを判断した場合は、書面調査のみとなる 【調査箇所】 建築物全体（1階～3階）		住所 東京都〇〇区〇ー〇 現場責任者氏名 〇〇 〇〇 連絡場所 TEL 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
調査結果の概要（部分と石綿含有建材（特定建築材料）の種類、判断根拠）		調査を行った者（分析等の実施者）
石綿は使用されていませんでした。（特定工事に該当しません） 【石綿含有なし】 〇数字は右下欄の「その他の事項」を参照 1～3階 床：ビニル床タイル③、ビニル床シート③、天井：岩綿吸音板③、けい酸カルシウム板第1種③ 壁：スレートボード⑤ 外壁 仕上塗材③ ※建物の着工日で石綿含有なしを判断した場合の例 建築物の着工日が2006年9月1日以降⑤		氏名又は名称及び住所 事前調査・試料採取を実施した者 日本アスベスト調査診断協会登録者 〇〇環境株式会社 氏名 〇〇 〇〇 登録番号 〇〇〇〇 住所：東京都〇〇区〇ー〇 分析を実施した者 〇〇環境分析センター 氏名 〇〇 〇〇 登録番号 〇〇〇〇 住所：東京都〇〇区〇ー〇 その他の事項 調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された〇数字は、以下の判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日

注）工事に係る部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合

お手続きについて、ご不明な点があれば
環境課までご相談ください！



○石綿除去等作業の届出

吹付け石綿や石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材の除去等の石綿飛散の恐れが大きい工事を行う際は、事前の届出が必要になります。

【届出対象】

工事の内容\届出様式			大気汚染防止法	環境確保条例
			特定粉じん排出等 作業実施届出書	石綿飛散防止方法 等計画届出書
建築物	吹付け石綿の使用面積	15㎡以上	○	○
		15㎡未満	○	—
	吹付け石綿、石綿含有保温材等が 使用されている建築物の延べ面積、 または工作物の築造面積	500㎡以上	○	○
		500㎡未満	○	—

【届出者】

建築物等の解体等工事の発注者または自主施工者

【届出期限】

作業開始日の 14 日前まで（届出日は含まず）

【届出先】

荒川区 環境清掃部 環境課 環境保全係

荒川区 荒川一丁目53番20号 あらかわエコセンター

TEL 03(3802)3111 内線 485

【届出書類】 ※2部ずつご提出ください。

（1）届出様式

- ・特定粉じん排出等作業実施届出書（大気汚染防止法 様式第3の5）
- ・石綿飛散防止方法等計画届出書（東京都環境確保条例 第35号様式）

（2）添付書類

- ・付近見取図（現場案内図） ・建物配置図 ・建物等の概要
- ・除去作業管理組織図 ・特定建築材料一覧表
- ・石綿含有分析結果の写し（特定建築材料一覧表の根拠となる資料）
- ・工程表 ・除去等作業の方法 ・作業区画の説明図
- ・特定粉じん排出等作業の方法 ・掲示の方法（事前調査結果、届出事項）
- ・環境測定（測定箇所、時期、回数、分析方法等）
- ・発生する特別管理産業廃棄物の管理及び処分の方法

その他関連する手続き等について

法令	規制対象の例	届出先・お問合わせ先
大気汚染防止法	アスベスト全般について	東京都 環境局 環境改善部 大気保全課 TEL 03—5388—3470（直通）
廃棄物処理法	アスベストを含む産業廃棄物の処理に関する事	東京都 環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 規制監視担当 TEL 03—5388—3589
建築物衛生法	使用中の民間建築物における室内環境維持管理に関する事	東京都 福祉保健局 健康安全部 環境保健衛生課 指導担当 TEL 03—5320—4391
労働安全衛生法	粉じん、石綿等による職業性疾病の予防に関する事	足立労働基準監督署 安全衛生課 TEL 03—3882—1190
建設リサイクル法	建築物解体等工事における建設資材の再資源化に関する事	荒川区 防災都市づくり部 建築指導課 審査係 TEL 03—3802—3111 内線 2843
荒川区建築物の解体工事等の事前周知に関する要綱	解体等工事における近隣住民に対する事前周知に関する事	
土壌汚染対策法	土壌汚染対策に関する事 （有害物質取扱事業所の解体や、建替えに伴って土壌の掘削を行う場合は、事前の土壌汚染調査が必要です。作業着手前に土地所有者などの関係者にご確認をお願いします。）	（土壌汚染対策法第3条について） 東京都 環境局 環境改善部 化学物質対策課 土壌地下水汚染対策担当 TEL 03—5388—3495（直通）
東京都環境確保条例		（環境確保条例第116条について） 荒川区 環境清掃部 環境課 環境保全係 TEL 03—3802—3111 内線 485

●騒音のめやす

デシベル	めやす
120	飛行機のエンジンそば
110	ヘリコプターのそば
100	電 車 が 通 る ガ ー ド 下
90	大 声 、 犬 の 鳴 き 声
80	地 下 鉄 の 車 内
70	掃 除 機 、 騒 々 し い 街 頭
60	普 通 の 会 話
50	静 か な 事 務 所
40	深 夜 の 街 、 静 か な 住 宅 地

●振動のめやす

デシベル	めやす
90	吊り下げ物は大きく揺れる。 座りの悪い置物が倒れることがある。
80	棚にある食器類が、 音をたてることがある。
70	電灯などの吊り下げ物が わずかに揺れる。
60	屋内にいる人の一部が わずかな揺れを感じる。
50	人に感じない程度

近隣への影響を最小限に抑えるために、
細心の気配りをお願いいたします。

令和 6年 6月 発行
登録 (06) 0022 号

— 建設工事を行う方へ —

編集・発行

荒川区 環境清掃部 環境課 環境保全係
東京都 荒川区 荒川一丁目53番20号
あらかわエコセンター
Tel 03-3802-3111 (代)
内線 485
03-3802-4697 (直通)
Fax 03-5811-6462